

2 教 保 号 外

令和2年9月15日

各教育事務所・支所長 殿

愛知県教育委員会保健体育課長

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の更新について
(依頼)

このたび、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の改訂を踏まえ、「教育活動の実施等に関するガイドライン」を更新し、県立学校あて通知しましたので、管内の市町村教育委員会に参考としていただくよう周知してください。

担当 振興・保健グループ（山下）

学校体育グループ（松浦）

電話 052-954-6793（振興・保健グループダイヤルイン）

052-954-6825（学校体育グループダイヤルイン）



2 教 保 号 外
令和 2 年 9 月 1 5 日

各 県 立 学 校 長 殿

愛知県教育委員会保健体育課長

「教育活動の実施等に関するガイドライン」の更新について
(通知)

教育活動の実施については、令和 2 年 7 月 3 日付け 2 教保号外「教育活動の実施等に関するガイドライン」に基づき、適切に取り組んでいただいているところです。

このたび、下記の点を踏まえ、先のガイドラインを更新しました。

主な更新箇所は、別紙のとおりとなります。

つきましては、各学校におかれましては、別添資料を基に、引き続き適切に対応してください。

記

- 1 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(令和 2 年 9 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡)を踏まえた見直しを行った。
- 2 「地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染対策」(令和 2 年 7 月 2 8 日付け 2 教保第 4 1 1 号)の内容をガイドラインに記載した。

担当 振興・保健グループ (山下)

学校体育グループ (松浦)

電話 052-954-6793 (振興・保健グループダイヤル)

052-954-6825 (学校体育グループダイヤル)

主な更新箇所について

- 1 新たに「1（1）地域の感染レベルに応じた感染対策」を追加し、「1（2）健康観察の徹底」（2ページ）や「1（4）オ 身体的距離の確保」（4ページ）、「2（3）オ 各教科等の指導について」（13ページ）に地域の感染レベルに応じた対策を追加した。
- 2 「1（5）消毒の方法等」（4ページ）、「2（6）帰りの会、清掃」（16ページ）
多くの児童生徒が手を触れる箇所は、教職員が主となって清拭消毒をすることとされていたが、1日1回、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで消毒に代えることとした。また、これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないこととした。
- 3 「2（3）イ 校内で共有される用具・物品等の取扱いについて」（11ページ）
各教科担当者が適宜消毒をすることとされていたが、消毒は行わず、使用の前後に手洗いを行うよう指導することとした。
- 4 「2（3）エ 熱中症の予防」（11ページ）
フェイスシールドや透明マスクを着用する場合は、身体的距離をとりつつ着用することを追加した。
- 5 「2（5）昼食等」（15ページ）
これまでの県内の感染事例から、昼食時はマスクを外していることから、感染者と一緒に昼食を摂った生徒が、濃厚接触者と特定されることが多いことを《参考》として追加した。
- 6 「3（2）部活動を再開する際の留意点」（18ページ）
部活動で使用する用具は使用前に消毒を行う、また生徒が手を触れる箇所は適宜消毒を行うこととされていたが、これらを削除した。
生徒が手を触れる箇所は、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うこととし、これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないこととした。
- 7 令和2年7月28日付け2教保第411号で示した「地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染対策」を本ガイドラインの更新に伴い内容を更新し、「資料2」に追加した。（22ページ）

教育活動の実施等に関するガイドライン (令和2年9月15日版)

このガイドラインは、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、管理職のみならず、幼児児童生徒の指導に当たる教員の指針となるよう作成したものであり、この内容は、今後、国の通知等を受け改訂していく予定です。

なお、各校においては、このガイドラインを踏まえて、幼児児童生徒の実態や地域の実情、最新の情報等に応じて、行動マニュアル等を作成・見直しするなどの対応も可能です。

1 基本的な感染症対策の考え方

(1) 地域の感染レベルに応じた感染対策

新型コロナウイルスの感染は、収束と流行を繰り返すことが想定され、学校においては、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、可能な限り教育活動を継続していくことが必要である。(22 ページ資料参照)

地域の感染レベルは、県教育委員会が下表を参考に、県感染症対策局と相談の上、判断を行うため、各学校においては、県教育委員会からの通知により対応する。

《参考》

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取る	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">収束局面</div> <div style="text-align: center;"> 感染リスク の低い活動 から徐々に 実施 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">拡大局面</div> </div>	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取る	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
レベル3	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	(病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	(ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
レベル2	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	(3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。)
	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)

出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

(2) 健康観察の徹底

家庭との連携はじめ、地域の感染状況を注視していくことが、重要である。

ア 全ての児童生徒等及び教職員は、登校・出勤前に毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、あらかじめ指定した場所に来るよう指導し、検温及び健康観察を行う。

地域の感染レベルに応じて、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかける。

地域の感染レベル	対応
レベル3	生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、本人は登校を控える。 同居家族に風邪症状が見られる場合も、登校を控える。
レベル2	生徒の同居家族等が、濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

イ 手洗いをこまめ(登校後、活動の前後、食事の前後、トイレ後、清掃後、帰宅前)に行うよう指導する。また、マスクの着用や咳エチケットを徹底するよう指導する。なお、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないよう指導する。

ウ 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

(3) 「3つの密（密閉・密集・密接）」を防ぐ

「3つの密」が重なった場所は、集団感染発生リスクが高い。3つの条件が重なる場を避けることはもちろんのこと、可能な限り1つ1つの条件が発生しないよう配慮をする。

- ア 【密閉】…窓やドアをできるだけ開放し、換気の悪い密閉空間をつくらない。雨の日や暑い日（エアコンを使用する場合も）も、教室の天窗や2方向の扉や窓は開け、常に空気の流れを作る。
- イ 【密集】…教室の児童生徒等の机の間隔をできるだけ広くとる。
児童生徒等が密集しない学習活動・学習形態の工夫をする。
- ウ 【密接】…全ての児童生徒等及び教職員は、**身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。**
休み時間も教室や廊下、手洗い場、トイレなどで児童生徒等が密接しないように指導する。
障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。

(4) 保健管理体制の整備と教室・授業環境の整備

学校医、学校薬剤師と連携体制を整え、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の保健管理体制を確立する。

- ア 定期的開催される学校保健委員会を活用したり、電話等により指導助言を受けられるようにしたりするなど、学校医や学校薬剤師から適宜指導助言を受けられる体制を整える。
- イ 手洗い場には、石けん（可能であれば、液体石けん）を設置する。
- ウ 流水と石けんで丁寧に（約30秒）手洗いすることで、十分にウイルスを除去できるため、指導を徹底する。
ただし、流水で手洗いできない場合は、手指消毒液も有効であるため、可能な限り、教室付近に設置することが望ましい。
- エ 用具や物品の共用は、可能な限り避ける。共用を避けることが難しいものは、使用前後の手洗いを徹底させる。

オ 身体的距離の確保

身体的距離の確保は、地域の感染レベルや学校の実情に合わせて柔軟に対応する。

地域の感染レベル	対応
レベル3	身体的距離の確保を優先する。 分散登校の導入などの工夫を行い、児童生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置の工夫をする。(1クラス20人程度)
レベル2 レベル1	児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を工夫する。(1クラス40人程度) 1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行う。

(5) 消毒の方法等

消毒を行うにあたっては、使用する消毒液の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等を取扱説明書や製品の表示等でよく確認の上、学校薬剤師と連携しながら適切に行うこと。

ア 多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等)は、1日1回、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。*)等を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

※ 新型コロナウイルスへの効果が確認された界面活性剤が含まれている洗剤等の製品リストは、(独)製品評価技術基盤機構が下記のウェブサイトで公表している。

独立行政法人製品評価技術基盤機構「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト」

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

イ エタノールを使用する際の注意点

- ・ エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させる。
- ・ 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は、故障や引火の原因になるため、行わない。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点

- ・ 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用する。
- ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムで変色や腐食の恐れのある材質の物品を消毒した後には、必ずしっかり水拭きし、乾燥させる。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、絶対に行わない。

エ 次亜塩素酸水の取扱い

- ・ 「次亜塩素酸水」と「次亜塩素酸ナトリウム」は異なるものである。
- ・ 「次亜塩素酸水」を使用して、物品の消毒を行う場合は、次ページ参考資

料に記載されている注意事項をよく確認し、遵守する。なお、現時点において、「次亜塩素酸水」の空間噴霧は、有効性・安全性が評価されていないため、行わない。

オ 物品用消毒液が不足した場合、市販の漂白剤や界面活性剤等を活用する。(参考資料参照)

カ 次亜塩素酸ナトリウム液や界面活性剤は、アルコール液と異なり、手指の消毒や噴霧には使用できないので注意する。

《物品用消毒液の調整方法等に関する参考資料》

「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう」

厚生労働省、経済産業省、消費者庁

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>

品名(メーカー)	原液名	希釈方法
塩素系	ハイター キッチンハイター	原液に原液2倍量、(原液100mlを200ml) キッチンハイターは、原液100mlを200ml、原液200mlを400ml、原液300mlを600ml、原液400mlを800ml、原液500mlを1000mlに希釈する。
過酸化水素系	オキシドール オキシドールプラス	原液に原液10倍量、(原液100mlを1000ml)
アルコール系	ブリーチ キッチンブリーチ	原液に原液15倍量、(原液100mlを1500ml)

「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

経済産業省、(独)製品評価技術基盤機構

URL : <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>

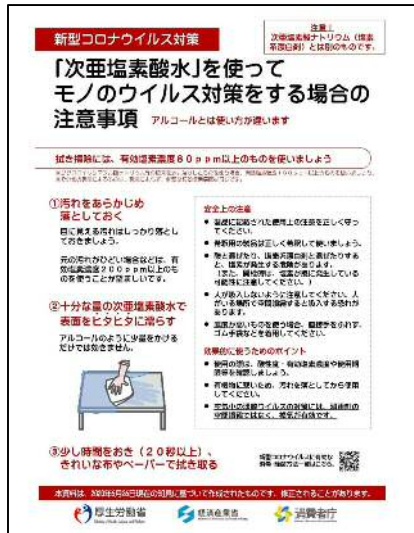
※ なお、次亜塩素酸ナトリウム液や界面活性剤は、アルコール液と異なり、手指の消毒や噴霧には使用できないので注意する。

《「次亜塩素酸水」を使用する場合の参考資料》

『「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項』

厚生労働省、経済産業省、消費者庁

URL : <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>



(6) 給食のルール（小学校・中学校・特別支援学校・夜間定時制高校）

栄養教諭や給食業者とも連携し、献立作成や配膳方法等、給食時のルールを決める。

また、昼食等の留意点は、「2（5）昼食等」によることとする。（全校種）

ア 給食当番の健康観察とその記録をする。

イ 給食当番用エプロンは、他人と共用しないこととし、次の人が使用する前に必ず洗濯するよう指導する。

ウ 配膳、おかわり、後片付け（食器返却）、などで児童生徒等が並ぶことがないよう工夫する。

エ 献立作成では、地域の感染レベルが「レベル3」の場合、可能な限り品数を減らし、配膳時のリスクを減らすことが望ましいため、食材発注の際に変更可能な献立を検討しておく。（主菜と具沢山の汁物等）

オ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送車職員を含む）、寄宿舎の調理員、学校給食業務委託業者等は「検温、咳、倦怠感等」を確認し、個別健康観察記録票に記録する。

カ 学校給食用食材納品業者（牛乳、パン、ごはん、麺、直送品業者を含む。）の納品時には、マスクの着用を求める。また、「検温、咳、倦怠感等」を確認し、記録する。

キ 食事介助で対象とする児童生徒が代わる場合は、その都度、手洗い又は手指消毒を行う。

(7) 心のケア

ア 児童生徒等の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている者もいると考えられるため、担任等が努めて個々に対する声かけを行う。

イ 担任等は、学年団をはじめ、養護教諭や教育相談係と常に情報共有し、教育相談委員会等を設け、適切に対応できる体制を整える。

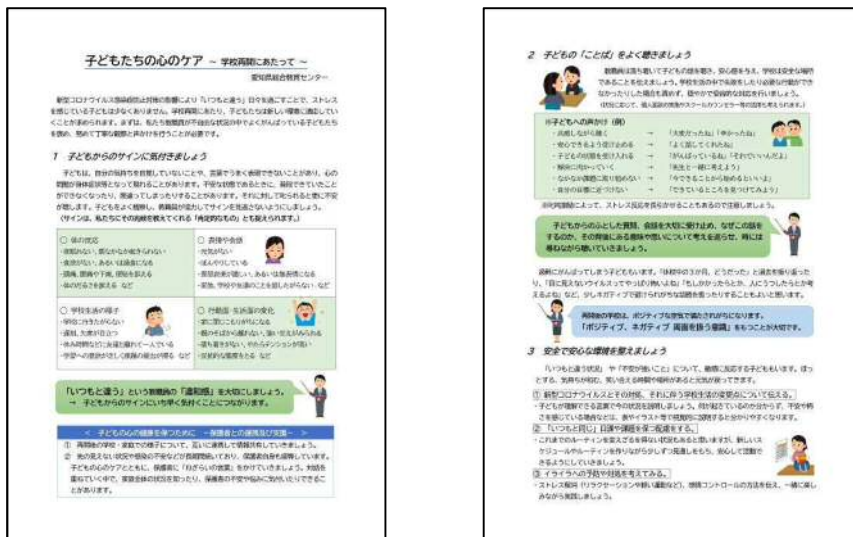
ウ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を密にする。

エ 学校外の相談機関として、「よりそいチャット」や「チャイルドライン」、「子どもSOSほっとライン24」、「愛知県精神保健福祉センター」、「愛知県総合教育センター相談室」において、児童生徒等及び保護者を対象とした相談事業の活用を勧めることも考えられる。

《児童生徒の心のケアに関する参考資料》

「子供たちの心のケア～学校再開にあたって～」愛知県総合教育センター

URL : <https://apcc.aichi-c.ed.jp/soudan/childcare.pdf>



(8) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくす

感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、断じて許されないものである。

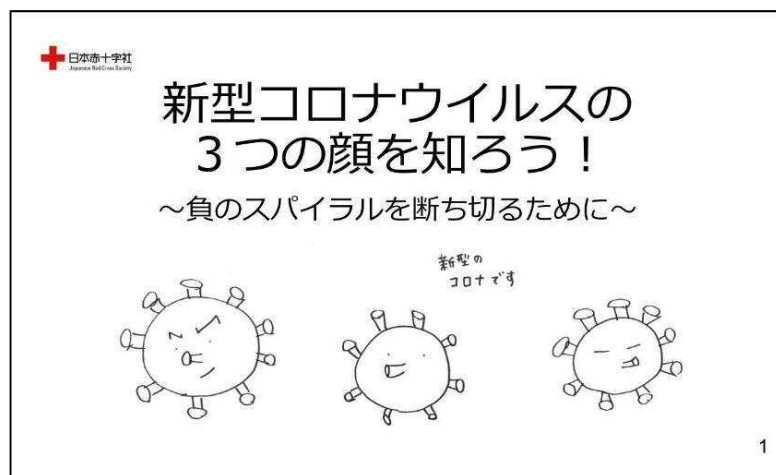
ア 全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がける。

イ 児童生徒等に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることをホームルームや集会等の機会に繰り返し指導する。

《新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に関する指導資料》

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」日本赤十字社

URL : <http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>



2 日々の教育活動における感染症対策・指導

全ての教員が共通認識を持ち、児童生徒に対して、感染予防教育に取り組み、学校全体で感染予防に取り組めるよう、指導に当たる。

また、どんなに感染対策をとっても感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、濃厚接触の定義※を踏まえながら、万が一の場合でも、校内における濃厚接触者の発生を可能な限り抑えられるよう日々の感染対策・指導を行う。

教職員の目の届かない休み時間や登下校などは学校生活における一番の感染リスクとなることから、児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断しこれを避ける行動をとることができるよう指導を行う。

※ 濃厚接触とは、以下のとおりである。(厚生労働省 Q&A より)

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

(中略)

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

(1) 登校前、登校後

ア 毎朝、保護者と協力して家庭で検温する。風邪症状がみられる場合には登校しないよう指導する。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。)

家庭で検温等できていない場合は、所定の場所で検温及び健康観察を行う。

イ 地域の感染レベルに応じて、児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかける。(再掲)

地域の感染レベル	対応
レベル3	生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、本人は登校を控える。 同居家族に風邪症状が見られる場合も、登校を控える。
レベル2	生徒の同居家族等が、濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等により PCR 検査等を受ける場合、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

ウ 公共交通機関を利用する場合や身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用して登校する。登校後は教室に入る前に手洗いをするよう指導する。ただし、熱中症のリスクもあるため、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

(2) 朝の会

ア 挨拶の発声時には、飛沫を飛ばさない挨拶を工夫する。

イ 健康観察の徹底

- ・ 児童生徒の健康状態を確実に把握する。
- ・ 毎朝提出する健康カードを用いるなど、児童生徒が不調を申し出しやすい雰囲気や体制づくりを心がける。

《体調不良者を確認した場合》

風邪症状等の体調不良がみられる場合には、保護者に連絡をして、自宅で休養させるよう迎えを依頼する。

当該児童生徒を安全に帰宅させるまでの間、学校にとどまる場合は、他児童生徒との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（教職員についても同様）

児童生徒の不安を取り除く健康相談ができる体制を整える。

(3) 授業

《1つの教室に40名の生徒を入れることについて》

1つの教室に40名の生徒を入れると、身体的距離の確保は困難になる。したがって、身体的距離の確保以外の感染防止対策を徹底する必要がある。**地域の感染レベルが、レベル2又はレベル1のときは**、感染防止のための行動に関する指導をした上で、次のとおりの対応ができれば、40人が同時に教室に入室することは可能と考える。

- 発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等及び教職員が、室内にいない。
- 全ての児童生徒等及び教職員は、マスクを着用している。聾学校などマスクの着用が適切ではない場合は、**身体的距離をとりつつフェイスシールド**等を活用する。

ただし、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。（詳細は後述。）
- 児童生徒等が密集するグループ学習は行うことは避ける。グループ活動は、空き教室を使った分散活動や時差活動などの工夫も考えられる。

ア 授業と授業の間の手洗い

- ・ 全ての児童生徒等が休憩時間毎に手洗いすることが望ましいが、手洗い場の数も限られていることから、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、児童生徒等の手洗いを学校の実情に合わせて指導すること。

イ 校内で共有される用具・物品等の取扱いについて

- 各教科担当の指導の下、児童生徒が共用の用具・物品に触れる場合は、**使用の前後に手洗いを指導する。**

《参考》

(「新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)」厚生労働省)
物の表面についてのウイルスは時間がたてば、壊れてしまう。ただし、物の種類によっては24時間から72時間くらい感染する力を持つと言われている。

ウ 教室等の換気について

- エアコンを使用している場合においても換気は必要であるため、対角線上の2方向の窓を同時に開けて行う。また、授業時間内に適宜窓等を大きく開けて換気をすることも有効である。休憩時間中には、窓や扉を大きく開けて換気を行う。**(下記の参考を参照)**
- 換気の程度は、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談して、判断する。
- 換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意する。

《参考》(下線部に留意)

(参考) 学校の教室における窓開け換気効率の評価¹²

(スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション)

公立学校モデル(生徒40人、教室8m×8m、エアコン使用時)を対象に、エアロゾル感染のリスク評価を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- 短時間で換気を行う場合(30分に一回などの換気を想定)には、扉や窓を広く開けることが短時間での換気に有効(モデル例の設定条件下では、各窓左右20cm開放かつ廊下側欄間全開(または前後扉40cm開放)で、100秒程度で室内空気の入替えができた)。
- 他方、常時換気を行う場合には、扉や窓を狭く開けたとしても、廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気ができる(モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも20cm程度の開放で、法令等で求められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる)。

令和2年8月24日発表「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」

(課題代表者 理化学研究所/神戸大学 坪倉誠)

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

エ 熱中症の予防

- 教育活動の場所及び活動形態については、感染症予防とともに、マスクの着脱等の熱中症予防にも十分注意する。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスクの着脱については、熱中症への対応を優先させる。
- 気象庁が発表する情報や環境省が公表している暑さ指数等に十分留意し、

気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

- ・ マスクを着用していると、喉の渇きに気づきにくいいため、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分（スポーツドリンク）の補給ができる環境を整える。
- ・ 児童生徒が自宅から持参した冷却グッズの使用を認める、制服に拘らず体育服の着用を認めるなどの配慮をする。
- ・ 熱中症による健康被害を未然に防止するために、マスクを外した場合は、下表の対応をする。なお、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

《マスクを外したときの対応》

熱中症の予防のため、児童生徒及び教職員がマスクを外すことがあることをあらかじめ児童生徒、保護者に周知を行う。

	授業中	授業中以外
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクを外している間は、不必要な発声を控えるよう指導する。声を出す必要があるときは、マスクを着用するかハンカチ等で口を押さえながら行うよう指導する。 ○ 清潔なハンカチ等で咳エチケットを徹底するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクを外している間は、身体的距離を確保するよう指導する。 ○ 近距離での会話を控えるよう指導する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの方法により、飛沫防止対策を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 教卓の上等にアクリルボード等を設置する。 ② 身体的距離をとりつつ、フェイスシールドや透明マスクを着用する。^{※1} ③ 児童生徒との間に十分な身体的距離を確保する。^{※2} ○ 机間巡視の際は、マスクを着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的距離を確保する。 ○ 近距離での会話を控える。

※1 文部科学省によると、フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、フェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとることが望ましい。

※2 地域で感染経路不明な感染者が出ていない場合などで、一時的にマスクを外して授業を行う場合を想定している。「十分な身体的距離」は、できれば2メートル、最低1メートルとし、施設の制約上可能な限り、最大限確保すること。

- ・ 特に授業・学校行事における熱中症予防の判断については、令和2年7月3日付け2教保第354号「熱中症の予防に向けた対応について」に沿って対応する。

オ 各教科等の指導について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(後述)」は、地域の感染レベルに応じて柔軟に対応する。

地域の感染レベル		対応
レベル3		「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。
レベル2	感染収束局面 (レベル3からレベル2に変更された場合)	感染症対策を適切に実施した上で、「感染リスクの高い学習活動」を徐々に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。
	感染拡大局面 (レベル1からレベル2に変更された場合)	レベル2の判断後、当面の間、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。概ね3週間経過後、「感染リスクの高い学習活動」を、感染症対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。
レベル1		感染症対策を適切に実施した上で、通常どおり学習活動を実施する。

《各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動》

高い感染のリスクが 学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」 ③ 図面工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
特にリスクの高 い学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ① 近距離で一斉に大きな声で話す活動 ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 ④ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)

- ・ 児童生徒が「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」などを行う場合は、一定の距離を保ち、対面にならないようにし、可能な限り短時間になるよう工夫する。
- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないようにし、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- ・ 児童生徒間で、体育服や作業服等の貸し借りはせず、必ず自身のものを着用する。また、使用後は洗濯した上で再使用する。

音楽の実技

- ・ 狭い空間や密閉状態での歌唱、器楽、創作などの表現活動を行う必要がある内容については、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 3密状態でない場合であっても、表現活動を行う場合には、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう指導する。

体育の実技

- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合は、参加を強要しない。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを実施する。
- ・ 更衣場所、活動場所などにおいて、3つの密が重なる場面を避け、可能な限り授業を屋外で実施し、体育館など屋内で実施する場合には、特に運動強度の高い運動は避ける。また、熱中症予防に留意するとともに、「熱中症予防に向けたガイドライン」を参考に、活動場所及び内容の変更も含めて実施方法を判断する。
- ・ 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い内容（柔道、剣道及び球技領域におけるゴール型の種目など）の実施については、仲間との距離を取った練習方法としたり、安全な実施が困難である場合には、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ・ 児童生徒が運動不足となっていると考えられるため、準備運動を十分に行い、運動強度を抑えた軽めの運動から再開し、生徒の体力の回復に応じて、段階的に運動強度を高めていくことが重要である。
- ・ また、熱中症の危険性がある時期には、「熱中症予防に向けたガイドライン」を参考に、活動場所及び内容の変更も含めて実施方法を弾力的に判断するとともに、場合によっては「教育活動の実施等に関するQ&A」で示しているように、座学で対応したり、年間指導計画の見直しを図り、9月以降の他の授業内容と調整したりして、熱中症事故防止の徹底を図る。
- ・ 健康診断が未実施の場合の学習活動への参加判断は、過去の健康診断の結果、学校生活管理指導票及び日々の健康観察などにより総合的に行う。とりわけ1年生については、保護者から既往症や健康状態等の情報を確実に把握するよう努める。
- ・ 水泳の授業については、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合、水中感染のリスクは低い。実施する場合は、見学の生徒も含めて、密集・密接の場面を避け、感染症対策を講じること。
- ・ 屋外では一人一人の間隔を2 m以上空けて行い、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2 m以上空けて行えば、マスクの着用は特に必要とし

ない。

理科の実験や家庭科の調理実習

感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更などを工夫する。

職業教科における実習

- ・ 教育内容や施設・設備の利用については、進学や就職を控えた生徒に配慮する。
- ・ 各教科の実習における詳細な留意点等は「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて」（令和2年8月4日付け2高教第546号）を参考とする。

(4) 学校行事（集会）

- ア 朝礼や学年集会を体育館等の屋内で実施する際には、気候上可能な限り、窓や扉を大きく開放して行う。また、一人一人の距離が確保しやすい隊形にするなど配慮する。
- イ 参加人数を抑える、時間を短縮する、校内放送を利用する、又は気候に配慮しながら屋外で実施する等開催方式の工夫をする。
- ウ マスクを着用していることや気候に配慮し、必要に応じて進行の途中で水分補給の時間を設ける。

体力テスト

- ・ スポーツ庁「体力・運動能力調査」に基づく体力テストの実施は必要とせず、実施後の各様式の提出についても、今年度は必要としない。
- ・ 今年度の、体力章の交付及び体力づくり優良校の顕彰は行わない。

(5) 昼食等

- ア 座席は全員正面を向かせるなど向かい合わせにならないように配置する。
- イ 食事中は**大声で**の会話を控えるよう指導する。
- ウ 食事前の手洗いはもちろん、食事後も手に付着した飛沫等の接触感染を防ぐため手洗いをするよう指導する。
- エ 食事前後は机の清拭が望ましいが、実施が難しい場合は、清潔なハンカチ等を机の上に敷き、その上で食事をするよう指導する。
- オ 食事中はマスク着用が不可能であることから、机の上に清潔なハンカチ等を置き、咳やくしゃみなどで飛沫が飛びそうになったら、すぐにハンカチ等で口を押さえることができるよう指導する。
- カ 食事後の歯磨きやうがいについては、手洗い場が密にならないよう配慮した上で、学校の実情に合わせて実施するよう指導すること。
- なお、学校歯科医に助言を求めることも考えられる。

《参考》

食事中は、マスクを着用していないため、県内の事例では、感染者と一緒に昼食を食べた生徒が濃厚接触者に特定される事例が多い。

(6) 帰りの会、清掃

ア 業後のS Tで児童生徒等の様子を観察し、体調不良の有無を確認する。

イ 清掃時は、埃にウイルスが付着する可能性があるため、最大限の換気をして実施する。特に感染リスクが比較的高いトイレの清掃は、マスクと手袋の着用を徹底させ、水滴が飛び散るような清掃方法は控えさせる。

ウ **多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等）は、1日1回、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。）等を用いた拭き掃除を行う。これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。**

エ 清掃後は、手洗いをするよう指導する。

(7) 授業後

ア 委員会活動・生徒会活動等の活動は、精選して行う。補習を実施する場合は、授業に準じた対策をとる。

イ 教員の指導を受けていない生徒は、教室等校内に残らず速やかに帰宅するよう指導する。

ウ スクールバスの乗車の際にも、身体的距離に留意し、過密乗車を避けるよう指導する。また、スクールバス利用者には手洗いや咳エチケット等を徹底するとともに、会話を控え、マスクを着用するよう指導する。スクールバス使用後には、利用者が触れる場所を消毒する。なお、運転手に対して、定期的に窓を開け、換気を行うよう指示する。

エ 帰宅後は、すぐに手洗いをするよう指導する。

オ 自宅等で友人と会う場合や外出時においても「**3つの密**」や「**大声**」を避けるよう指導する。

(8) その他

新型コロナウイルス感染症について、児童生徒等が正しく理解し、適切な行動をとれるよう繰り返し指導する。

《新型コロナウイルス感染症に関する指導資料》

「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」

文部科学省

URL : https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf

The image shows the cover of a Japanese government guide titled '新型コロナウイルス感染症の予防' (Prevention of New Coronavirus Infection). The cover is pink and white with a geometric pattern at the bottom. At the top, it says '[小・中・高等学校教師用] 保健教育指導資料 (日常の保健の指導)'. The main title is '新型コロナウイルス感染症の予防' in large green and black characters. Below the title is the subtitle '～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～'. A green box contains the text '本資料の活用について' (About the use of this material) followed by several paragraphs of text explaining the guide's purpose and how to use it. At the bottom of the green box, there is a list of seven '指導例' (Examples of guidance) numbered 1 through 7. At the very bottom of the cover, it says '令和2年4月' (April 2020) and the '文部科学省' (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology) logo.

[小・中・高等学校教師用] 保健教育指導資料 (日常の保健の指導)

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の方策を固めることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
指導例② 感染症の予防1 (手洗い)
指導例③ 感染症の予防2 (咳エチケット)
指導例④ 感染症の予防3 (3つの密)
指導例⑤ 正しい情報の取扱い
指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見
指導例⑦ 新しい生活様式

令和2年4月
文部科学省

3 部活動

部活動の再開を検討する場合は、地域の感染状況、学校再開後の児童生徒の生活状況等を踏まえ、教員に係る負担なども含めて、活動の可否及び練習内容を判断する必要がある。

部活動を実施する際には、感染防止対策を徹底した上で活動することとし、活動時間や運動強度などに配慮し、段階的に対応する。また、留意事項については種目特性に応じて適宜追加して対応する。

通常活動へ移行する際には、感染防止対策が定着したことを確認できた部活動ごとに移行する。

(1) 「再開に向けた準備を行う」期間

ア 学校における、部活動の目標及び運営方針の組織全体の共有を図る。「組織的な運営体制の整備については、平成30年9月に県教育委員会が示した「部活動指導ガイドライン」の16ページ以降を参考にして、学校として組織的に指導、運営及び管理できるように留意する。

イ この期間の生徒の活動はせず、部顧問が中心となって児童生徒との面談などを行い、休業中の児童生徒の生活状況を把握する。また、「部活動再開計画（後述）」を作成する。

ウ 通常の活動計画の他に、感染防止対策を踏まえた「部活動再開計画」（別添資料）を各部で作成し、校長の許可を得た上で活動を始める。

(2) 部活動を再開する際の留意点

ア 児童生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。

イ 活動の際は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、立ち会うことができない場合は実施しない。

ウ 万全の感染防止対策をとり、活動時間や活動場所に十分留意して実施する。

- ・ 活動の前後の手洗いを励行する。また、タオル、ハンカチ、水筒等は個人持ちとし、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・ 屋内で活動する場合は3つの密の場面を避けるため、人数を絞った活動とし、部室や更衣室は使用人数を決めて入れ替わりで更衣させ、こまめに換気を行う。また、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、手すり等）は家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。）等を用いた拭き掃除を行う。これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・ 活動中は一人一人の間隔を2m以上空けることとし、児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏

する活動などについては、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。

- ・ 活動中のハイタッチや握手、近距離での会話は控える。
- ・ 臨時休業期間中の運動不足を考慮し、準備運動を十分に行い、運動強度は段階的に高めるとともに、熱中症防止についても適切な措置を講ずる。
- ・ 身体活動を伴う部活動におけるマスクの着用については、屋外では一人一人の間隔を2 m以上空けて行うことができ、屋内では換気を適切に実施した上で間隔を2 m以上空けて行うことができれば、マスクの着用は特に必要としない。

エ 対外的な練習試合等については、上記ア～ウの内容を慎重に考慮して実施する。

(3) 通常活動の際における留意点

ア 本ガイドラインや文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」で示された感染防止対策の定着を確認できた部活動ごとに、通常活動に移行する。

また、その際には、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。

イ 活動の際の教員の立ち会いについては、活動の開始時と終了時における生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うことを条件として、常時立ち会わないことも可とする。(ただし、感染防止対策等についての留意事項が守られなかった場合には、教員の常時立ち会いを要するなどの措置を講じる。)

ウ 感染防止対策指導に加えて、ケガ・事故防止対策、熱中症対策についても、必ず指導する。

エ 対外的な練習試合等を計画する場合には、周辺地域の感染状況に配慮する。また、今後練習内容をより実戦的な内容に近づけていく必要があるが、その際、生徒の体力・技術レベルに応じて、段階的に活動時間や運動強度等の負荷を高めていくことが重要である。

特に、入部して間もない入学年次の生徒に対しては十分な配慮が必要である。

オ 活動の本格化に向けては、暑熱順化しょねつじゆんかが十分でない時期であることから、熱中症事故防止について、より一層の配慮が必要となる。具体的には、気温・湿度などの環境条件に十分配慮するとともに、こまめな水分・塩分の摂取や休憩時間の確保を確実に行う。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分を補給するとともに、氷の使用や冷房のある部屋での体温の冷却等、適切な処置を行う。

(4) 対外的な練習試合や公式戦等への参加に対する留意点

ア 公式戦やコンクール等への参加においては、学校として主催団体とともに、

大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、感染防止対策や熱中症予防を講じる。

イ 部顧問は、対外的な練習試合や合同練習、部合宿を実施する場合は、県内や地域の感染状況等を見極めながら、事前に所属校の校長の許可を得た上で実施する。また、実施に当たっては、部顧問のみで行うのではなく、学校として感染防止対策や熱中症予防を講じる。

ウ 部顧問は、参加生徒の健康観察を確実にを行い、記録を残すとともに、体調不良がある生徒が申し出しやすい雰囲気づくりや教員の役割分担を工夫する。

【本ガイドラインの取扱いについて】

- ◎ 1 及び 2 の内容 今後、長期的な対応が必要となるため、当分の間、本ガイドラインで対応する。
- ◎ 3 の内容 県内や地域の感染状況等を見極めながら、段階的に通常の活動に緩和していくことを各学校で検討し、学校間で調整する。

愛知県立〇〇高等学校 部活動再開計画 【 部】

校長	教頭		特別活動部		部顧問		

- 1 今年度の部活動の目標及び運営方針【学校で策定】
 - ・
 - ・
 - ・

- 2 「再開に向けた準備を行う」期間における計画策定【部活動ごとに策定】
 - (1) 休業中の生徒の生活状況から考えられる配慮事項
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

 - (2) 部活動を再開する際の感染防止対策
 - ア 活動前の留意事項（部室・更衣室の対策を含む）
 - ・
 - ・
 - ・
 - イ 活動中の留意事項
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ウ 活動後の留意事項（部室・更衣室の対策を含む）
 - ・
 - ・
 - ・
 - エ 対外的な練習試合等の留意事項（6月15日以降）
 - ・
 - ・

地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染対策【改訂】

本表は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づいて作成した。本表にない事項については、各通知等を参照すること。

地域の感染レベル	学校の臨時休業	基本的な感染対策【県独自】	身体的距離の確保	清掃・消毒	学習活動【県独自】	部活動【県独自】	同居家族【県独自】	その他
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請、若しくは同法第45条第2項に基づく要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」と「大声」の回避 ・こまめな手洗いの徹底 ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 ・咳エチケットを徹底 ・教室等の換気を実施 ・登下校時や休み時間に生徒が密集しないよう指導の工夫をする。 ・分散登校や時差通学を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的距離の確保を優先する。 ・児童生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保する。(1クラス20人程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、スツップ、手すり、水道の蛇口栓等)は、1日1回、家庭用洗剤等*を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。 ・これは、通常の清掃活動の一環として、発運段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。 ・清掃後は、必ず手洗いをさせる。 ・新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染リスクの高い学習活動※1」・「特に感染リスクの高い学習活動※2」は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。 ・生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 ・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会ったことができない場合、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏などについては行わないようにする。 ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦への参加は自粛する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、本人は登校を控える。 ・同居家族に風邪症状が与えられる場合も、登校を控える。 ・教職員についても、同様の対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。(家庭で実施できない場合は、登校時に実施する。) ・風邪症状や発熱が見られる場合は、登校しない。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。) ・「健康観察表」などを活用し、生徒の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」と「大声」の回避 ・こまめな手洗いの徹底 ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 ・咳エチケットを徹底 ・教室等の換気を実施 ・登下校時や休み時間に生徒が密集しないよう指導の工夫をする。 ・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、時差通学を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を確保する。(1クラス40人程度) ・1メートルの間隔には、換気やマスクを着用することなどを併せて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染収束局面(レベル3→2) ・感染リスクの高い学習活動を慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。 ・感染拡大局面(レベル1→2) ・【レベル2】に変更後、概ね3週間【レベル2】に留まり、感染リスクの高い学習活動を、当面の間、行わない。 ・【レベル2】に留まり、感染リスクの高い学習活動を、概ね3週間経過後【レベル3】に留まり、感染リスクの高い学習活動を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染リスクの高い学習活動※1」・「特に感染リスクの高い学習活動※2」は行わない。 ・【レベル2】に留まり、感染リスクの高い学習活動を、当面の間、行わない。 ・【レベル3】に留まり、感染リスクの高い学習活動を、概ね3週間経過後【レベル2】に留まり、感染リスクの高い学習活動を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染対策を行い、感染リスクの低い活動のみで実施する。 ・生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 ・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行う。教員が常時立ち会い合ったり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができ、活動に替えるなどの工夫をする。 ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況を慎重に検討するとともに感染防止対策や級中症予防を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査等を受けられる場合は、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。 ・教職員についても、同様の対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。(家庭で実施できない場合は、登校時に実施する。) ・風邪症状や発熱が見られる場合は、登校しない。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。) ・「健康観察表」などを活用し、生徒の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の発生していない学校の臨時休業は、行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」と「大声」の回避 ・こまめな手洗いの徹底 ・身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 ・咳エチケットを徹底 ・教室等の換気を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の間隔を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染リスクの高い学習活動※1」・「特に感染リスクの高い学習活動※2」は行わない。 ・【レベル2】に留まり、感染リスクの高い学習活動を、当面の間、行わない。 ・【レベル3】に留まり、感染リスクの高い学習活動を、概ね3週間経過後【レベル2】に留まり、感染リスクの高い学習活動を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染対策を行い、通常の活動を実施する。 ・生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 ・活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会い合ったり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができ、活動に替えるなどの工夫をする。 ・対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況を慎重に検討するとともに感染防止対策や級中症予防を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査等を受けられる場合は、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。 ・教職員についても、同様の対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で朝の検温、健康観察を実施する。(家庭で実施できない場合は、登校時に実施する。) ・風邪症状や発熱が見られる場合は、登校しない。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。) ・「健康観察表」などを活用し、生徒の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。

校内で濃厚接触者の発生を可能な限り抑えるためには、昼食時や登下校も含め、新型コロナウイルス感染対策に努めるよう指導することが重要である。

濃厚接触とは、以下のとおりである。(厚生労働省Q&Aより)
 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。
 必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。
 なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。
 そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

※1 感染リスクの高い学習活動
 ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
 ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験、観察」
 ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※2 特に感染リスクの高い学習活動
 ・近距離で一人に大きな声を話す活動
 ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 ・家庭、技術、家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染対策【改訂】

本表は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づいて作成した。
本表にない事項については、各通知等を参照すること。

地域の感染レベル	学校の臨時休業	基本的な感染対策【県独自】	身体的距離の確保	清掃・消毒	学習活動【県独自】	部活動【県独自】	同居家族【県独自】	その他
レベル3	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請、若しくは同法第45条第2項に基づく要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「3密」と「大声」の回避 こまめな手洗いの徹底 身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 咳エチケットを徹底 教室等の換気を実施 登下校時や休み時間に生徒が密集しないよう指導の工夫をする。 分散登校や時差通学を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体的距離の確保を優先する。 児童生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保する。(1クラス20人程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の蛇口栓等)は、1日1回、家庭用洗剤等*を用いた拭き掃除を行うことで、消毒に代える。 これは、通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。 清掃後は、必ず手洗いをさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い学習活動※1、 「特に感染リスクの高い学習活動※2」は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動及び発声や演奏などについては行わないようにする。 対外的な練習試合を計画したり、公式戦への参加は自粛する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、本人は登校を控える。 同居家族に風邪症状が見られる場合も、登校を控える。 教職員についても、同様の対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で朝の検温、健康観察を実施する。(家庭で実施できなかった場合は、登校時に実施する。) 風邪症状や発熱が見られる場合は、登校しない。(新型コロナウイルス感染症以外の疾患による場合は、この限りではない。) 「健康観察表」などを用いて、生徒の健康状態を確実に把握し、教職員も含め上記を徹底する。
レベル2	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請があった場合は、感染者の発生していない学校においても臨時休業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「3密」と「大声」の回避 こまめな手洗いの徹底 身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 咳エチケットを徹底 教室等の換気を実施 登下校時や休み時間に生徒が密集しないよう指導の工夫をする。 公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、時差通学を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を確保する。(1クラス40人程度) 1メートルの距離を確保できない場合には、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> *新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染収束局面(レベル3→2) 「感染リスクの高い学習活動」を感染対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。 感染拡大局面(レベル1→2) 【レベル2に変更後、概ね3週間】 「感染リスクの高い学習活動」、 「特に感染リスクの高い学習活動」は、当面の間、行わない。 【概ね3週間経過後】 「感染リスクの高い学習活動」を感染対策を適切に実施した上で、慎重に再開する。「特に感染リスクの高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り感染症対策を行い、感染リスクの低い活動のみで実施する。 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会わないことも可とする。 生徒が密集したり、近距離で組み合ったり接触したりする活動や、発声や演奏する活動については、間隔を空けて行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。 対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況に配慮するとともに、活動時間や活動場所を慎重に検討するとともに感染防止対策や熱中症予防を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や風邪症状等によりPCR検査等を受けると、本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。 教職員についても、同様の対応をする。 	
レベル1	感染者の発生していない学校の臨時休業は、行わない。	<ul style="list-style-type: none"> 「3密」と「大声」の回避 こまめな手洗いの徹底 身体的距離が十分とれないときはマスクを着用 咳エチケットを徹底 教室等の換気を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 感染対策を行った上で、通常どおり実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り感染症対策を行い、通常の活動を実施する。 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しない。 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行い、教員が常時立ち会わないことも可とする。 対外的な練習試合を計画したり、公式戦に参加する場合には、周辺地域の感染状況に配慮するとともに感染防止対策や熱中症予防を講じる。 		

校内で濃厚接触者の発生を可能な限り抑えるためには、昼食時や登下校も含め、新型コロナウイルス感染対策に努めるよう指導することが重要である。

濃厚接触とは、以下のとおりである。(厚生労働省Q&Aより)

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

(中略)

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。

そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

※1 感染リスクの高い学習活動

- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験、観察」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※2 特に感染リスクの高い学習活動

- ・近距離で一斉に大きな声を話す活動
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」